

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (30. 3 定)			
日 時	平成 30 年 10 月 9 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		閉 会	午後 4 時 03 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤委員長、高橋（龍）副委員長、千葉・酒井（隆裕）・ 中村（吉宏）・面野・小貫・山田・横田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立事務各部長、保険所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係説明員		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に千葉委員、酒井隆裕委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、濱本委員が横田委員に、林下委員が面野委員に、川畑委員が酒井隆裕委員に、新谷委員が小貫委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は共産党、立憲・市民連合、自民党、公明党の順といたします。

共産党。

○酒井（隆裕）委員

◎福祉灯油について

私からは、今年度、福祉灯油を実施するべきという立場で質問をいたします。

まず、10月の生活必需品調査単価で、灯油の単価はどのようになっているのか伺います。

○（生活環境）生活安全課長

10月5日の調査価格、税込み価格になりますが、10月のホームタンクなどの多量買いによる1リットル単価の最高価格については107円、最低価格については79.4円、平均価格で95.3円になっております。

○酒井（隆裕）委員

最高107円、平均95.3円という高値となっております。

これだけの高値となっているのは、いつ以来でしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

平均価格での比較になりますが、平成26年12月に平均価格98.1円、最高価格108円、最低価格87.5円という価格でしたので、3年10カ月ぶりの高値となっております。

○酒井（隆裕）委員

3年10カ月ぶりの高値水準ということであります。

今後の見通しでありますけれども、石油情報センターでは、イランからの原油の供給が減る懸念が強まり、国際的な原油価格の上昇につながっている。一段と値上がりすると予想されるとしています。

本市として、こうした灯油高騰にかかわる動向をどのように捉えられているか伺います。

○（生活環境）生活安全課長

灯油価格の動向につきましては、世界的な国際商取引において、その価格は日々刻々と変動していくものでありますので、本市として予想を立てることは難しいことではあります。委員からお話がありました石油情報センターの情報や経済産業局、北海道、さらには消費者協会からの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

灯油だけではありません。生活必需品についても値上がりをいたしております。

ここで市長にお伺いしたいのですが、市長はこのような市民生活を圧迫している実態をどのように捉えられているか伺います。

○（生活環境）生活安全課長

委員の御指摘のとおり、総務省が発表する消費者物価指数では、基準年である平成27年から上昇しており、また、本市が実施している生活必需品小売価格調査におきましても、灯油、ガソリン価格の上昇を初め、食料品はここ数

年の天候不順の影響から野菜類の上昇が目立ち、また、最重要な米についても対前年度比 5%から 10%前後で価格が上昇し続けており、このような生活必需品の高騰は、市民の皆様、特に年金生活者など、所得の低い方への影響が大きいものと認識しております。

○酒井（隆裕）委員

これから厳しい冬を迎えるわけであります。暖房が命にかかわる北海道にとって、生活必需品である灯油の値上がりは非常に深刻だというふうに思います。暖房用の灯油の需要期はもう間近に迫っています。もう既にストーブをたいているという家もあるわけであります。

ここで、灯油の購入を支援する福祉灯油制度の実施、復活と言いかえてもいいかもしれませんが、切実な要求だというふうに思います。2007 年度から 2010 年度まで単価等は異なりますけれども、ふれあい見舞金と福祉灯油が実施されました。灯油高騰の動向、それから市民生活の実態、こうしたことに鑑みれば、市内の生活に困窮している世帯に対して、冬期における暖房費の一部を支給することは必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

低所得者世帯に対しての暖房費助成など、福祉施策を充実させることは望ましいというふうに考えておりますが、国・道の財政支援がない中での市単独の事業の実施は難しい状況です。

○酒井（隆裕）委員

難しいとお話しされました。

ただし、厳しい財政状況であるのは、自治体としての小樽市だけではなくて、市民も同様であります。国や北海道の財政支援がなくとも、実施している自治体もあります。いかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

自治体によって財政状況や事業の実施に対する考え方というのも当然異なりますので、単純に比較することはできないというふうに考えます。

○酒井（隆裕）委員

単純に比較することはできないということでありました。

前回と同様の対象世帯、対象要件、支給方法とする場合では困難があるのかもしれませんが、しかし、他市で行われている要件であれば可能ではないかというふうに私は考えます。

例えば、千歳市と同様の要件で単価を一律 2,000 円とした場合、総事業費はどれだけかかると想定されるでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

千歳市の事業内容ですけれども、これにつきまして、支給に当たってさまざまな要件がありまして、世帯全員の預貯金の金額調査や長期の入院・入所なども除く、そういったことも条件とされておりまして、同様の要件で支給した場合の本市の事業費の算出は、現時点では少し困難であります。

○酒井（隆裕）委員

それでは、前回の事業費ではどれだけかかったのかというのはお答えできますか。

○（福祉）地域福祉課長

前は平成 20 年度に実施しまして、このときは市の福祉灯油と小樽市社会福祉協議会のふれあい見舞金をあわせて形で実施しました。

総事業費は、3,765 万 6,000 円となっております。

○酒井（隆裕）委員

平成 22 年度の総事業費ではいかがですか。

○(福祉) 地域福祉課長

このときは社会福祉協議会のふれあい見舞金に対して、市として補填するという形で実施しました。事業費は 1,014 万 8,000 円になります。

○酒井(隆裕) 委員

そのぐらいの事業なのです。灯油の高騰は、文字どおり住民の暮らしと健康を脅かします。本当に低所得者にとっては死活問題だというふうに思います。こうした住民の切実な声に応えていくのが、私はやはり国、そして自治体の責任だというふうに思います。

緊急に取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○(福祉) 地域福祉課長

福祉灯油の実施につきましては、灯油価格が急激に高騰した場合に、他都市の状況、国・道の財政支援の動き、実施までのスケジュール、さらには本市の財政状況などを総合的に勘案し、判断することとしておりますが、現時点では今年度の事業実施は考えておりません。

○酒井(隆裕) 委員

非常に冷たいなというふうに思うのです。やはり困っている市民の方々にどうやって手を差し伸べていくかということ、ここがスタート地点になるべきだというふうに思うのです。

財政事情が厳しい、総合的に勘案する、いろいろとありました。例えば、活用できる補助金はないのかどうか検討する。その上で活用できる基金はないのかどうか検討していく。それもできなければ、市単独の事業として単費で行っていくとか、いろいろと段階を踏みながら、どうやってできるのかということを考えていくべきだというふうに思います。

そうした検討すらも行わず、「行わない」というふうにお答えするつもりなのか、最後に確認したいと思います。

○(福祉) 地域福祉課長

やはり財政的な理由も大きいのですけれども、そのほかにも、先ほど答弁した点や事業の設計、あと事業の効果など、事業の必要性についても検討しなければなりませんので、この事業に関しましては、それらを総合的に考えた上で判断してまいります。

○酒井(隆裕) 委員

ぜひ、検討していただきたい。本当に困っている方たちがいるのです。灯油代をどうするのだろうと待っている方たちがいます。そうした方にどうやって手を差し伸べていけるだろう。一つの制度だけにとどまらず、さまざまな他市の例なども考えて検討していただければなというふうに思います。

○小貫委員

◎小樽市くらしのガイドについて

それでは、小樽市くらしのガイドについて質問します。

今年度、発行予定となっておりますけれども、事業の内容について説明してください。

○(総務) 広報広聴課長

もともと転入者向けに情報提供をするということで、こうした冊子をつくっておったわけなのですけれども、くらしのガイドが現在のような形、現在に近いような形になりましたのは 2009 年度からということになります。

当時、市内の広告代理店 3 社で構成された共同企業体が、制作から全世帯配布までを行っていたということであったのですけれども、2016 年度の制作に当たり広告収入の減少が見込まれ、これまでと同様の形態ではできませんという意向が示されまして、それ以降は市が発行主体ということになりまして、印刷を業者に発注するという現在の発行形態になったということでございます。

その際、2年前の2016年に制作した際に発行経費を抑えるために、配布対象を転入者のみに限定させていただきまして、少し内容も多過ぎるという声もあったと聞いておりまして、市内の各種施設や窓口、ごみの分別方法など、最低限必要な情報に絞った形で現在は制作しているということでございます。

スケジュールにつきましては、実は先月の9月下旬に既に契約を済ませておりまして、11月末をめどに内容を取りまとめまして、あわせて広告を募集いたしまして、平成31年2月末を納期限として6,000部印刷いたしまして、来年の春ごろ、現在のものが大体なくなるということでありまして、戸籍住民課の窓口で転入者を対象として配布するということを予定しているものです。

○小貫委員

転入者に絞っているということで、答弁の確認なのですがそれまでは全ての世帯に配っていたということで確認していいのですよね。

○(総務) 広報広聴課長

2009年、2010年、2013年と共同企業体で制作しているのですが、その際は全世帯に配布してございます。

○小貫委員

それで、現在は転入者に絞っているというのですが、市の公共施設などで市民が持ち帰ることができるようにはなっているのでしょうか。

○(総務) 広報広聴課長

転入者向けということでありまして、現在は持ち帰ることはできません。

○小貫委員

もう一つ、先ほど内容を絞ったという話がありましたけれども、具体的にページ数がどのように推移しているのか示してください。

○(総務) 広報広聴課長

2009年から2013年まで共同企業体で制作しておりますが、全体としてページ数は減少傾向にありました。こちらは配布する際に重量がかさむということもあったというふう聞いております。

ただ、2016年に市が制作した際、ページ数は最低限の情報に絞りましたので、大幅に少なくなっているということでございます。

(「具体的に教えてくださいという質問」と呼ぶ者あり)

失礼いたしました。

2009年に最初につくったものが208ページ、次の2010年版が200ページ、2013年版が152ページ、2016年につくったものが52ページということになっております。

○小貫委員

幾らかさばるからと言ったって、4分の1に絞ってしまったということなのではございますけれども、そうしたら208ページの中に含まれていた情報は無駄な情報だったというふうにお考えなのでしょうか。

○(総務) 広報広聴課長

必ずしも無駄な情報ということではないのですが、経費等を考えましたときに、こういった形にさせていただいたということでございます。

○小貫委員

その中で、今、厚真町の地震の関係もありまして、防災情報の情報量についてはどのように変化しているのか説明してください。

○(総務) 広報広聴課長

2009年に制作したときは特に大きく載っていなかったのですが、2010年には災害時のチェックリストですとか緊

急連絡先に当たるものが 4 ページ、2013 年は 2 ページという形で掲載されてございます。2016 年に制作した際にはまとまったページではありませんけれども、避難所ですとか連絡先がそれぞれのページに掲載されているというつくりになってございます。

○小貫委員

2016 年のときはそれぞれのページという表現でしたけれども、端的に言えば、防災の情報も削られてきていると。削られてきているというか、絞っていると、そちらの言葉で言えばそういうことでよろしいのですよね。

○(総務) 広報広聴課長

結果としてページ数が少なくなっていることは事実でございます。

○小貫委員

それで、端的に言えば、全戸に届けてほしいというのが私の要望なのですが、全戸に届けると、この予算は幾らぐらいはね上がることになるのですか。

○(総務) 広報広聴課長

全戸の見積もりの正確なものをとったわけではございませんけれども、現在 6,000 部の印刷が約 100 万円程度ということで予算を組んでございますので、6 万世帯以上ありますので、単純計算でも印刷費だけで 1,000 万円を超えるという形になります。これに配布の費用が 200 万円から 300 万円程度かかるものと聞いてございます。

○小貫委員

それで、私は、だから全戸にすべきではないかと思っているのですが、それについてはいかがですか。

○(総務) 広報広聴課長

私どもとしましては、全戸配布が望ましいものとは考えておりますけれども、先ほど言いましたとおり金額がかなり高い事業となってしまうものですから、財源なども含めて考えていく必要があるかと思っております。

現状では広報誌ですとかホームページ、そういったものが中心の広報となりますけれども、例えば広報おたるですと全世帯に配布という形で毎月発行しておりますので、その中に必要な情報、今回でいいますと災害のものをチラシのような形、議会も議会報という形で折り込んでおりますけれども、ああいったようなものを例えば入れる、こういった工夫などしながら考えてまいりたいと考えておまして、現状では全戸配布は難しいのかなというふうに考えてございます。

○小貫委員

ただ、広報おたるとは違って保存版ですからね。全然やはり位置づけが違うと思うのですけれども。

先ほど財源の話がされておりました。酒井隆裕委員も取り上げておりましたけれども、財源として考えられるもの、こういうものだったら対象になり得るのではないかというものは、一般財源以外でこういったものがありますか。

○(総務) 広報広聴課長

まず、一般的には、こういったものの補助金みたいなものがないかということで、財政課とかにいろいろと聞いてみたのですが、これに直接該当するようなものはないということになっておまして、このほかですと何らかの基金ですとか、そういった形になろうかと思うのですが、全体の財源の中で考えていく必要があるのかなと思ってございます。

○小貫委員

何らかの基金というのは何なのかと聞いているのと、過疎対策事業債のソフト事業とかは対象にできないのかというのを含めて教えてください。

○(財政) 財政課長

今、委員から過疎対策事業債のソフト事業ということでお話がありましたけれども、過疎対策事業債のソフト事業につきましては、今年度は、発行可能額が大体 2 億 1,600 万円になっております。こちらにつきましては当初予

算にも計上しておりますが、現在ふれあいパスの関係と、そして既存街路防犯灯 LED 化推進事業にその全額を充当する形になっておりますので、今年度については、過疎対策事業債のソフト事業の活用というのは難しいものと考えております。

あと、基金についてはいろいろな基金等がございますので、それは基金の目的に沿った事業であれば充当可能になる可能性というのは当然あるかと思うのですが、それは今後の新年度に向けてどのような形で予算要求が出てくるかによって変わってきますので、現時点ではこの基金が使えるとか、そういう形での御答弁はできないというふうに考えております。

○小貫委員

過疎対策事業債のソフト事業については、ふれあいパスの問題で前市長が中央バスを怒らせたときに、財源について聞いたら過疎対策事業債のソフト事業になると。その影響はほかの事業に及ばないのかということについては私に質問した記憶があるのですが、現に及んでいるというのが今の答弁だったと思うのです。

それで、基金については申し上げられないというお話でしたけれども、可能性の問題として、例えばふるさと応援基金を積んでいますが、これはほかの事業との兼ね合いという前提条件がつくと思うのですが、活用できる可能性はあるのか、どうでしょうか。

○（財政）財政課長

ふるさと応援基金についても、残高が限られている中で、先ほどもお話ししましたけれども、その基金の目的に沿った事業であれば充当は可能だと思いますので、原部から新年度の予算要求等がありましたら、その時点でどういう形で基金を活用していくのかということについては判断していきたいというふうに思っております。

○小貫委員

それで、小樽市自治基本条例との関係なのでよね。時間の関係で少し省きますけれども、最大の暮らしの情報なのですが、それを市民に届けられないということと条例の整合性をどのように考えているのかお答えください。

○（総務）広報広聴課長

恐らく委員は、自治基本条例第 5 条の情報の提供というあたりのお話をされているのかと思いますけれども、先ほど申しましたとおり、市民に届けていないわけではなくて、ほかの手段も組み合わせながら情報を提供してまいりたいということでございますので、必ずしも矛盾しているというか、そういうふうには考えてございません。

○小貫委員

矛盾しないけれども、完全に適合しているとは言えないと思うのですよね。

それで、全戸は、現時点ではもう動き出している事業で難しいということなのですが、それならば、せめて、先ほど市の施設に置いていないし、持ち帰ることもできないという答弁がありましたが、せめて市の施設に置いて、必要な方はどうぞお持ち帰りくださいという対応をとることぐらいはできないのでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

公共施設での配布につきましては、現在、2 年ぐらいをめどに 6,000 部印刷という形で考えております。転入者の方が 2 年ぐらいたったところで次の新しい情報のものを刷るというようなイメージで組んでおりますけれども、若干 6,000 より少ない数の転入が現在ありますので、そういった部分を踏まえて、もしそういったものを公共施設で配っても 2 年間もつようであれば、そういったことも考えてまいりたいと思っております。

○小貫委員

◎議案第 2 号平成 30 年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算について

港湾の補正予算についてお聞きいたします。

まず、補正することになった経過について説明してください。

○（産業港湾）事業課長

補正することになりました経過についてですが、ガントリークレーンの故障に伴いまして、緊急点検や電気系統の部品の補修などを行いました。早急な対応が必要であったことから、予算流用により発注させていただきました。

今回の補正は、多目的荷役機械にかかわる当初予算額から不足する分を歳出補正額に計上したことと、歳入で不足する分を一般会計から繰り入れするものであります。

○小貫委員

それで、このガントリークレーンの過去 10 年でいいですから、保守点検及び補修費について、100 万円単位で推移を示してください。

○（産業港湾）事業課長

過去 10 年間、平成 20 年度から 29 年度までの保守点検及び補修費に係る費用は、約 3 億 7,500 万円でありました。

ここ数年は、年 3,000 万円から 5,000 万円程度で推移しております。

○小貫委員

できれば年度ごとに示していただきたかったのだけれども。

○（産業港湾）事業課長

平成 20 年度につきましては約 2,700 万円かかっております。21 年度につきましては約 2,800 万円、22 年度につきましては約 3,600 万円、23 年度につきましては約 3,600 万円、24 年度につきましては約 3,400 万円、25 年度につきましては約 3,600 万円、26 年度につきましては約 5,100 万円、27 年度につきましては約 3,700 万円、28 年度には約 4,900 万円、29 年度につきましては約 4,100 万円がかかっております。

○小貫委員

それで、今年度の見込みとしてはどのぐらいかかる予定なのですか。

○（産業港湾）事業課長

平成 30 年度の現在の見込みですけれども、約 5,680 万円かかる見込みです。

○小貫委員

莫大というか、物すごいお金がかかっているのだなというところなのですから。

以前、たしか資料をお願いしたときの単年度の歳入が 600 万円から 700 万円程度だったと思うんですね。

このガントリークレーンについて、今後の収支の見込みについてはどのように試算しているのか示してください。

○（産業港湾）管理課長

ガントリークレーンの今後の収支についてですけれども、まず、ガントリークレーンの設置からこれまでの実績の収支から言いますと、まず、歳入で、これまで累計の概算で 9,400 万円。それに対して歳出になりますけれども、これは保守点検業務及び補修費、公債費を含めると、累計の概算で 9 億 7,900 万円となっています。その結果から見ますと、収支といたしましては約 8 億 8,500 万円ほど赤字で、今、厳しい状況にあります。

今後、コンテナ航路が週 1 便入ったという想定のもとに、歳入、多目的荷役機械の使用料だけでいきますと、これまでを平均すると年間約 600 万円の収入になりますので、依然として厳しい状況にあると思います。

なお、今後は、起債の償還額が徐々に減少していきますけれども、利用の状況は変わらないということを考えますと、収入の伸びも見込めないという現状がありますから、依然として収支については厳しい状況というふうを考えています。

○小貫委員

収支は厳しいではなくて、おおよそでいいから具体的にこのぐらい赤字が出るのですというのをお聞かせいただきたいのです。

○（産業港湾）管理課長

今後、公債費がなくなったと想定しますと、保守点検の費用等で約 3,500 万円とか、そのぐらいの金額になりますので、そのまま 10 年間使うとなると、単年度だけでいきますと、それから収入を差し引いた分、約 3,000 万円が財政的に厳しい状況になります。

○小貫委員

3,500 万円とは随分低く見積もった感じがしますけれども、もっといくと思うのですよね。だから、そういう赤字が続くのですけれども、この対策をどうやってとっていくのか。このままでは済まないと思うのです。

だから、心配なのは、赤字ですと。これ以上、またこの間みたいに、ガントリークレーンは使えませんかとなって、中国コンテナ航路がそのまま石狩湾新港にとられてしまうと、そういうことがないのかというのが心配なのですが、この心配についてはどう答えますか。

○（産業港湾）港湾振興課長

対策につきましては、収支均衡改善を図るために、今年度は 10 年ぶりに中国を訪問し、今後の航路利用促進に向けた情報収集、小樽港の PR など、港湾関係機関との連携を図りながら実施してまいりたいと思います。

現在の対象貨物である家具装備品、白物家電などの拡大。もう一つ、新規貨物の発掘ということで、ポートセールスに取り組んでまいりたいと考えております。

○小貫委員

しかし、何かこれからあたかも取り組むような話なのですけれども、もう中国航路が開通してから相当時間がたつわけですよね。この導入のときから共産党は、そのときも北野議員が質問していましたけれども、採算がとれるのかということは疑問視してきたのです。そのときも定期航路にかかわる新たな貨物の開拓に努めると答えていましたけれども、これまで、そうしたらどのような努力を行ってきたのか説明してください。

○（産業港湾）港湾振興課長

まず、平成 14 年に中国コンテナ航路が開設されまして、それ以降 19 年度まで、大連、青島、上海など、中国経済交流使節団としまして訪れ、行政府や企業、港などの訪問や視察を行ってまいりました。

平成 20 年度からは、中国訪問に一定のめどがついたと判断し、中国訪問は一旦終了しております。

その間、国内におけるポートセールスを行っております。中国コンテナ航路の荷主が多い関東、関西を中心にコンテナ航路の船社や荷主を訪問し、情報収集、小樽港の PR を行っております。

○小貫委員

その結果、全体として成功はしたというふうに港湾室としてはお考えなのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

コンテナ、貨物の PR についてでございますけれども、開設当時、この段階では、北海道全体としてのコンテナ貨物がかかなり伸びているという状況にございまして、そういったところで小樽港としても、やはりこれからコンテナにも対応しなければならぬというところで、このコンテナ航路を誘致したという一つの背景がございまして。

今、港湾振興課長から、るる我々の取り組みということで御説明させていただきましたが、毎年いろいろなアプローチの仕方ですと取り組んできたというところがございますけれども、平成 18 年ぐらいからになるかと思うのですが、北海道全体としてもコンテナの貨物量の増加というのは大体横ばい傾向になってきていまして、我々として一生懸命取り組んでいるところなのですけれども、なかなか港湾間の競争とかもありまして、大きく伸びてこない、その状況に至っているところでございます。

ただ、本当にこの間、私どもとしてもこのコンテナ航路を維持、また拡大していくという視点で、さまざまな取り組みをしてきたということは御理解いただきたいと思っております。

○小貫委員

だから問題点としては、私は港湾室の努力が足りないということを言っているのではなくて、そもそも石狩湾新港が問題だということに結びつきたいわけなのです。

それで、現在のガントリークレーンを更新した場合、今、そのまま使うということでやっていますが、更新した場合、逆に例えばランニングコストが下がるだとか、そういったことがないのかというのがあるのですけれども、更新した場合の収支予測というのは立ててはいるのでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

現在、更新する場合の収支計画につきましては、作成しておりません。

○小貫委員

それで、やはりこのガントリークレーンというのはどこもそうですけれども、設置すれば赤字になることは必至なのです。ほかにどのようなコンテナ荷役機械があるのか、コンテナクレーンの種類、また違いについて説明してください。

○（産業港湾）事業課長

コンテナクレーンの種類ということなのですが、コンテナクレーンと言われるものにつきましては、まずガントリークレーンが一般的だというふうに思っています。その他、ジブクレーンというものもあると思います。

両者を比較した場合なのですが、作業効率的にはガントリークレーンですと大体 1 時間 30 本程度の荷役が可能ということなのですが、ジブクレーンでは約 6 割程度。

購入費用につきましても、仕様により異なると思うのですが、ガントリークレーンの約 7 割程度でジブクレーンが購入できるというふうに聞いております。

必要な点検費用につきましては、大体同程度かかるというふうに思われます。

○小貫委員

導入費用については、いろいろと国のメニューも活用できると思うのです。問題はやはりランニングコストのほう、保守点検費用のほうだと私は思っているのです。

だから、ガントリークレーン以外に要は方法がないのかということが問題意識としてあって、ほかでは今、ジブクレーンの話がありましたけれども、それ以外にもガントリークレーン以外の導入事例や、どのぐらいそのことによつて荷役効率が低下するかとか、ランニングコストというのを算出したほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

コンテナの荷役の効率性につきましては、船社側からも要請があるということで、取扱能力の高いガントリークレーンの使用というのは、小樽港としては必要なものと考えております。

○小貫委員

そうなのだけれども、それで大赤字を出していたら、市にはほかの事業もあるのだからという話を今していたのですけれども、港湾の機能維持のためにやはり必要な整備をするということに対しては、全てが全て反対しているわけではなくて、やはり先ほども言ったように根本的には石狩湾新港への、小樽港の整備優先を投げ捨てているところに問題があると私は思っています。

この問題については、市長は本会議で検証しようがないという話をしていましたけれども、石狩湾新港のガントリークレーンはもう 12 億円の赤字を出しているのですよね、累積でね。それだけがもう週 2 便のコンテナ便で、今、新たにガントリークレーンをつけようとしているのですよね。それも大赤字ではないかと指摘しているのですけれども、その結局目指しているところが中国貨物なわけであって、だから、向こうで新たなガントリークレーンをつくって、やはりそういうふうに苫小牧港も含めてほかの港湾と競わないといけないわけだから、そういう面です。

っかりと中国航路を奪われないように対策をとっていくことが必要ではないかと思うのですが、これについてはいかがですか。

○（産業港湾）港湾室長

小樽港の中国定期コンテナ航路維持というところの御質問ですけれども、まず、基本的には二つの視点で取り組んでいきたいというふうに思っています。

まず、一つは歳入を上げるというところで、先ほど来港湾振興課長、また私からも答弁させていただきましたが、少しでも集荷を上げて、それを歳入に結びつけていくというところだと思っています。

もう一つ、歳出のほう、これは圧倒的にガントリークレーンの保守点検費による部分が多いのですが、これにつきましては、まず、保守管理をしている業者の方、また、オペレーティングを担っている業者の方、メーカー、そして私ども、この4者で改めてこの保守管理体制というのを再構築したいというふうに思っています。

先ほど、事業課長から、これまでの維持補修費ということで説明させていただきましたが、ある程度計画的に部品をかえていくと、そこそ一定の金額でおさまるのですが、やはり故障が伴いますと、その応急対応ということで1日何百万円もするようなクレーンを持ってきて、荷役をやらざるを得ないとかという、そういった費用で、結構また、これまでの収支の中でもウェートがございいます。

ですから、私どもとしては、まずは、今のこのクレーンの状態を検証した中で、計画的に修繕するところを検討し、そして、事故が発生しないような形で、なるべく最低限の費用で維持管理をしていけるような、そのような仕組みづくりをつくっていききたいということで、歳入の取り組みと歳出抑制というところで、こういったものをあわせながらしっかりとこの航路を維持していきたいというふうに考えてございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎海上技術学校について

まず、海上技術学校について、質問させていただきます。

存廃を含め、具体的な協議、小樽市教育委員会、北海道、それから統合校、海技教育機構、その関係者とは今後の協議や展開になると思うのですが、やはり今回の海上技術学校の存続・移転、また、統合校の移転先、提案する側の小樽市の責任、そして道へ要望した経緯などを踏まえ、さまざまな観点から懸念事項を予測して提案を行っていく必要があると私は考えています。

また、さきの質問の中の答弁でもございましたけれども、こういった先進事例のないことをこれから取り組んでいかれるということで、統合校の地区別懇談会でプランとしても示した経緯もあって、今後さまざまな方向性や可能性が考えられると思いますので、少し伺っていきます。

まず、これまで学校再編を進めてきた中で、地区別懇談会で提起したプランから変更に至ったというケースはあったのでしょうか、お示してください。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

ただいま御質問のありましたプランの変更に至ったケースにつきましては、現計画では中央・山手地区の小・中学校の再編について、以前の計画では旧量徳小学校や旧手宮小学校などの小学校再編についての事例がございいます。

○面野委員

具体的に、地区別懇談会からプランが変更されたというケースはあったのか、なかったのかで答えていただいているのですか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

プランの変更があったものはございます。

○面野委員

では、そのプランが変わったものの、改めてになると思うのですけれども、具体的な内容をお示してください。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

具体的なものといたしましては、現計画の中では中央・山手地区の小学校のプランが現在の山の手小学校の位置に変更になったものがございます。また、中学校につきましても、現在の小樽商業高校プランということでございます。

以前の計画につきましては、旧量徳小学校、それから旧堺小学校等、こちらの南小樽地区の再編についてお話をさせていただいた段階で、こちらのプランが廃止になったということもございまして、手宮地区の小学校の再編など、こちらについても以前提案したものが廃止になったということがございます。

○面野委員

それでは少し聞き方を変えますけれども、地区別懇談会で提案したプランが変更になるときというのは、適正化基本計画自体の変更ということにはなり得るのですか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

適正化基本計画自体は、どこの学校とどこの学校を再編するというような書き方ではなくて、地区別ごとに適正規模の学校を何校にしていこうと決めていくのが適正化基本計画になっております。その後地区別のプランというものを作成してございまして、これを地域の皆様にお示ししているということになっております。

○面野委員

それでは、現在、海上技術学校、統合校、商業高校という枠の中で、もし商業高校への統合校の移転がうまくまとまらない、商業高校に移転できないとなった場合は、プランの変更ということになるのですか。それとも計画の変更ということになるのですか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

現段階での御説明といたしましては、プランの変更という形になるかと思っております。

○面野委員

次の質問ですが、統合校、海上技術学校、それぞれ期限があると思うのですけれども、それぞれの最終期限は設けられているのか、個別に御説明いただいてもよろしいですか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

最終期限ということで御質問がありました。

統合校につきましても、教育委員会として御説明させていただきます。

教育委員会では、中央・山手地区中学校の統合については、商業高校の閉校時期の関係から、早ければ平成 33 年 4 月の統合を目指して取り組んでおりますが、関係者の一定の理解を得ながら進めることとしておりますので、最終期限は設けておりません。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

海上技術学校に係る取り組みにつきましては、機構側から平成 32 年度の生徒募集の判断としては 12 月までが期限となる旨は聞いておりますけれども、存廃を含めた最終的な期限というのは示されてございません。

○面野委員

海技教育機構側からは、平成 32 年 12 月までと言われているということによろしいですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

平成 32 年度の生徒募集の判断としては、本年 12 月までが期限となるというところにつきましては伺っております。

○面野委員

ということは、存廃を含めていつまでに決めなければならない、決断しなければならないというようなスケジュール感を描いていますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まだ、機構からその後の期限的なものは示されておりませんので、今後の機構との協議になってくるかと考えております。

○面野委員

それでは次に、複合化を進めるに当たっては、まず、双方に関係者がいろいろといますので、統合校と海上技術学校ということで双方というふうな表現をさせていただきますけれども、双方の関係者に、まずは複合化についての進め方を良として考えていただかなければ計画自体が進まないでしょうし、あと、具体的な設備や占有スペース、費用など、もろもろ今後考えていかなければならないことが山積していると思うのですけれども、良というのはどの時点でどういうふうに進めていかなければ、双方から良としていただくにはどのように進めていかなければいけないと考えますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

現時点では、機構側の具体的な使い方について示されておりませんが、今回機構からの回答によって、商業高校に絞って協議したいということが示されましたので、今後は機構が想定している具体的な使い方ですか、費用負担方法について協議していきたいというふうに現時点では考えております。

○面野委員

小樽市としては、機構からのまず情報提供ないし提案というのを、現状待っているというような状況で認識してよろしいですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

先月の 9 月 12 日付で、機構から回答をいただきました。

今後につきましては、こちらもその回答内容を精査したいということもありますし、協議を精力的に行っていきたい、その中で具体化していきたいというふうに考えております。

○面野委員

それでは、どの時点で複合化、または単体で海上技術学校、単体で統合校、この三つの方向が考えられると思うのですけれども、この三つの設置をどの時点で見きわめるのか。期限的な部分も、先ほど最終期限はないということだったので、期限的なことはあるのかどうかわかりませんが、両者の意向的な部分もあると思うので、その辺を含めて、もしあれば説明をお願いします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

海上技術学校の取り組みの側としましては、統合校が入るか否かによらず、存続のために必要であるということから、まずは北海道に譲渡していただくように要請していきたいというところです。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

教育委員会といたしましては、今後、海技教育機構から具体的な商業高校施設の利用方法が示された段階での検討になるものと考えておりますが、松ヶ枝中学校は老朽化が著しいため、早期に対応することが必要であると考え

ているものでございます。

○面野委員

現在目指している方向性で複合化を進める場合、中学校は学校施設整備指針に照らし合わせて、グラウンドの整備をどのように考えていく必要があるのか。機構側、地区別懇談会で示す上で必要な提案だと思っておりますので、できるだけこのグラウンド整備について、具体的な答弁をお願いします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

海上技術学校は文部科学省の所管ではなく、機構からは学校の整備指針のようなものはないというふうに伺っておりますが、グラウンドの要否、あるいは使用する場合の頻度等につきましては、今後具体化に向けて協議していきたいと考えております。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

統合中学校のグラウンドということでございますが、こちらのグラウンドにつきましては、これまでも地区別懇談会でお示ししておりますが、統合の際に敷地内に新たに整備する考えとしております。

○面野委員

今、一連の現状のお話をお伺いしましたけれども、やはり今、どこに課題があるのかということはわかるのですが、誰が進めていかなければいけないのかというところが、皆さん何か待ちの状況というか、なかなか提案するにも材料が少ないのだけれども、ここは課題があるというような、何かそういうような感触を受けました。

それで、一応先ほども述べましたが、複合化、あとは海上技術学校のみ、統合校のみの中で、3 択の中で一番難しい選択肢がもちろん複合化だというふうに考えていますけれども、この決断について、いつまでに具体的な案を示せるかということは、現在決まっていますか。地区別懇談会、機構への提案するタイミングを踏まえて説明いただきたいのですけれども。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

海上技術学校の存続に向けましては、今回機構から商業高校に絞って協議したい旨の回答がありましたので、まずは商業高校を譲渡していただけるよう、北海道に対して要請をしていきまして、それと並行しまして、機構とは、今後具体化に向けて、精力的に協議していきたいというふうに考えております。

その中で、北海道から譲渡していただけることと機構との使用区分がはっきりしてきまして、商業高校全体としての使い方が見えてきますので、その際には具体案をお示しできるというふうに考えております。

○面野委員

先ほど、学校施設の整備指針のお答えをいただいたときに、文部科学省のお話が出てきましたけれども、海技教育機構はどここの省庁の管轄になりますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

海上技術学校を運営しています海技教育機構につきましては、国土交通省の所管になります。

○面野委員

現在の進め方でいくと、管轄している文部科学省の中学校統合校、海上技術学校は国土交通省が大もとでは管轄していることなのですけれども、よく言われますが、行政の縦割りであったりですか、前例主義などというようなことを言われていますけれども、この関係庁、今は担当の市教育委員会ですか、海技教育機構という直接的な担当の方とお話しされていると思うのですが、大もとの国土交通省や文部科学省の関係省庁の同意というのは、これは必要ないもので、現場レベルで進めていっても大丈夫というか、最終的な決断は関係省庁の母体に関しては同意は必要ないものと考えながらやられているのかどうか、御説明ください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

海上技術学校の協議につきましては海技教育機構と協議してきておりますけれども、機構では、逐次国土交通省

と連絡・調整を図りながら我々との協議に臨んでいるというふうに向っておりますので、そちらの整合はある程度とれているのかというふうを考えております。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

統合中学校の関係につきましては、私どもは、先ほどお話のありました学校施設整備指針に基づいたもので学校施設を用意していきたいと考えておりますので、この部分で問題はないかと考えております。

○面野委員

学校施設整備指針には、国土交通省の学校が入ることに対して、もちろん表記はされていないと思うのですが、そこは問題ないというような整備指針の中身になっているということによろしいのですか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

整備指針の中では、先ほどお話のあったグラウンドの面積ですとか、必要な教室であるとか、校舎の面積であるとかというものが示されておりまして、私どもは、それについてはクリアできるもので学校としていきたいと考えておりますし、また、文部科学省からは、学校施設の複合化ということも言われておりますので、今回こちらの複合化する施設が、あくまでも国立の海上技術学校になるということですので、そちらは問題ないと考えております。

○面野委員

まずは、現状は把握しました。

全国でも、一応、珍しいケースの学校の複合化を目指していますので、今後どういう協議がなされて、どういう施設が完成するのかというのはもちろんまだ未定なのですが、市民の皆様を初め、関係者の方々、皆さん注目していますので、また進捗があった際には、随時、私たちを初め、いろいろな分野にアナウンスをしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎停電による公設市場の状況について

次に、停電による公設市場の状況について、本市には水産の公設市場と青果の公設市場がございますので、1施設ずつ伺っていききたいと思います。

まず、公設青果地方卸売市場について、地震発生時、市場は稼働していたのかどうか、また、関係者が施設内にいた、いないも含めて御説明をお願いします。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

今回の地震発生時には、競りを行うような時間、また、条例で定める開市、市場が開いている時間ではありますが、そういう時間ではありませんが、仲卸人、買い受け人等が来場しまして、商品整理、また、競り等の準備は行っていると聞いております。

○面野委員

そのとき、地震直後の市場内、施設内の確認ですとか、関係者との連絡などはどのように行ったのでしょうか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

市場内の被害についてであります。地震発生後の当日、朝5時過ぎに点検を行ったところ、施設には特に問題はございませんでした。当日、既に停電が起きておりましたので、商品、または各施設の稼働状況については関係者と連絡を行ったところでございます。

○面野委員

市場内に在庫の青果物などもあったと思うのですが、その廃棄物の量や被害額などというのをもし把握していればお示しいただけますか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

市場内におけます商品の廃棄、またはその被害額についてであります。これは、先ほどの9月6日発生時以降の被害については、卸売会社、仲卸人等に確認をしまして、特にないというふう聞いております。

○面野委員

次に、地震直後、停電が起きたということなのですが、市場の通電が行われた時刻、また、その停電から通電するまでの間に、北海道電力との情報共有などはどのような状況だったのか御説明をお願いします。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

停電後の通電復旧は 6 日夕方の 14 時 53 分でありました。市内でも比較的早い時間での復旧だったと思いますが、北電との情報共有につきましては、地震発生後、7 時 23 分に北電小樽支店に電話をして確認したところですが、現在、原因究明、復旧に努めているということで、通電のめどはたっていないということで、当市災害対策室でも発表しているとおり、同じ状況でありました。

○面野委員

それでは、ふだんの冷蔵設備について、稼働状況や、例えばこの時期には冷蔵庫の中に在庫がたくさんあるですか、そういった状況を踏まえて、実際に地震が起きた際にはどういう状況だったのかお示してください。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

冷蔵設備についてですが、冷蔵を必要とする野菜・果実につきましては、7 月から 9 月までが、毎年ではあります、一番取引の多い時期であります。卸売会社で言います入荷後の保冷、仲卸人という競り後の小売までの保冷等の量が一番多い時期だと思っております。

先ほどもお話しいたしましたが、停電になって以降、保冷機能は稼働はしてはしていませんでしたが、通電復旧が比較的早かったため、被害には至らなかったというふうに聞いております。

○面野委員

私も、初競りで毎年お邪魔させていただいておりますけれども、市場の施設の耐震性というのはどのような状況になっていきますか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

当市場は昭和 47 年 12 月に完成した施設ですので、耐震化はされておられません。

○面野委員

次に、地震発生後の競りの状況、あとは入荷量ですとか、流通など、何か著しく変わった点があれば御説明していただきたいのと、その後、通電がその日のうちということはお答えいただきましたけれども、入荷量、出荷量、流通など、通常営業に戻ったのはいつごろなのかお示してください。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

地震発生後、停電になったことから、卸売場内、また定温庫への通電がなく、照明等は不十分でありましたが、競りににつきましては、6 日、地震発生当日も正常どおり実施したところであります。

入荷量につきましては、空路も確保できなかったこと、また、道路において信号の機能が停止したことなどから、産地からの生鮮食料品の入荷については、時間的におくれが発生したというものふうに聞いております。

コンテナ、商品がそろわないといったところもありましたが、7 日の競りににつきましては、相対取引という格好での競りで済んだところですが、そのほか入出荷を含め、通常の体制に戻ったのは 8 日の土曜日からというふうに聞いております。

○面野委員

今、状況の御説明をいただきましたけれども、御答弁いただいた中身では、それほど大きな被害であったりとか、壊れたものというのがなかったのかというふうな認識でいますけれども、青果市場としては、今回の災害を受けて、どのような課題があって、その課題について、解決に向けてどういう取り組みを行わなければならないというような分析というか、検証というようなことがあれば御説明をお願いします。

○(産業港湾) 公設青果地方卸売市場長

今回の地震に当たりまして、一番困ったのが電源の確保でございます。これにより、卸売場内の照明等の電源が使えないこと、また、定温冷蔵庫での保冷ができないこと、各卸売場にあります電動の重量シャッター、重いシャッターなのですが、そこの開閉ができなくなったこと、また、電話での通話ができないといったことが大きな支障でございました。

シャッターにつきましては、毎年度、修繕等、多額の経費を要するのですが、今後、手動で軽量なものに交換するなど、商品の出し入れが簡単にできるように変換していきたいということで検討していきたいというふうに考えております。

また、定温冷蔵庫の稼働につきましては、本来であれば、自家発電等により商品のロスを防ぐ対策が必要かと思いますが、7月から9月までの商品が集中することや、また、夏と冬では気温差などで保冷の量、また質が違いますので、保管方法等については、今後、検討していかなければならない課題だというふうに考えております。

○面野委員

それでは、次に、水産市場を、同じような項目なのですけれども、お聞きします。

まず、地震発生時、市場は稼働していましたか。また、関係者等がもしいらっしゃった場合の措置などがありましたら御説明をお願いします。

○(産業港湾) 公設水産地方卸売市場長

地震発生当日の稼働状況なのですけれども、前日、台風が通過したこともあり、漁獲物等の入荷がなかったことから、競り等は行われておりませんでした。また、午前5時過ぎに市場を確認したところ、市場構内にも買い受け人等の方々がいらっしゃらなかったものですから、関係者とかというのはいなくて、卸売業者には地震の状況等については確認しました。

○面野委員

施設についての被害ですとか、競りがなかったということなので、廃棄物とか、そういったものの被害というのはなかったと思うのですけれども、施設について、もし何か被害があれば御説明ください。

○(産業港湾) 公設水産地方卸売市場長

施設の被害なのですが、今のところは確認できておりません。廃棄物等の被害等による状況なのですが、水産市場は産地市場ということで、入荷したものをその日のうちに競りをかけて、昼のうちには荷出しをするという形になっているのですから、在庫を抱えていないため、廃棄等の損害は発生しておりません。

○面野委員

施設において、停電による影響と、また、先ほど青果市場でもお聞きしたのですけれども、通電した時刻、また、その間、北電と何かしらの連絡の取り合いがあった場合はその説明をお願いします。

○(産業港湾) 公設水産地方卸売市場長

通電時間は9月7日金曜日の午後10時ごろであります。北電との情報共有ですが、復旧の見込みについて電話で一度確認をしましたが、通電の見込み等は未定ということで回答を得ておりました。

○面野委員

水産市場の施設の耐震化の状況はどうなっていますか。

○(産業港湾) 公設水産地方卸売市場長

水産市場は昭和53年に完成した建物でありまして、耐震化はされておられません。

○面野委員

次に、台風の影響もあったということで、また少し地震とは違う理由だったか、競りが行われなかったのは違う理由もあったのかと思いますけれども、水産の競りが、入荷、出荷、競りを含めて、通常営業に戻ったのはいつご

ろになりますか。

○（産業港湾）公設水産地方卸売市場長

競りが通常に行えるようになったのは、9月8日土曜日から行えるようになっております。

○面野委員

最後に、水産市場でも、災害を受けてどのような課題があって、今後の取り組みはどういったようなことを行っていかなければならないという課題があればお示してください。

○（産業港湾）公設水産地方卸売市場長

青果市場と同じく、電源の確保ということが一番困った問題でありまして、停電により競り場の照明がつかないとか、重量シャッターが動かないときの対応などについての課題があることは、改めてわかった次第であります。

今後、例えば重量シャッターを手動で動かせるような軽量化のようなものにするなど、検討していかなければならないものと考えております。

○面野委員

状況は把握しました。大きな被害、損害はなかったとはいえ、やはり耐震化されていない建物ということで、今後、公共施設再編計画等でもこれから管理されていくことだと思いますので、まずはそちらの状況を踏まえて、注視させていただきたいと思います。

最後に、地震による予算措置についてだけまとめて質問させていただきますけれども、原課では、今回の被害について、さまざまな分析・検証が今、随時進められているところだと思うのですが、一応、具体的な予算が組まれそうなのは観光振興室から報告を受けております、風評被害緊急対策事業ということなのですが、そのほか地震、停電の影響に対する、例えば支援事業であったり、補助費、減免制度など具体的な支援策、それから施設の改修費用ですとか備品の整備などに係る予算組みを、財政部で、各部署から打診ですとか、相談がもし入っているようであれば御説明いただきたいのと、今後、予算組みを行う必要があるような事業というのが、今、具体的にはあれでしょうけれども、ありそうな感じなのかどうかお答えいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

今回の地震、停電の影響に対する支援事業、補助、減免の関係につきましては、一部の原課から実際の予算措置に向けた相談等もございましたが、現在、その内容については調整中であります。

また、改修費や備品の整備につきましても、こちらについても一部の原課からの相談がありますので、これらにつきましては、今後、原課から予算要求があった段階で内容を検証させていただきまして、金額によっては流用等の対応になる場合も当然ございますし、それ以外の部分につきましては、必要があれば、今後、補正予算なり、もしくは新年度の当初予算の部分で要求等が来るかと思っておりますので、それで判断していくような形になるかと思いません。

具体的な要求等というか、相談につきましては、今までも委員会の中で、例えば非常用電源の部分とか、もしくは例えば各避難所の電気関係の部分とか、そういう部分等があったかとは思いますが、まだ具体的には直接これというお話は来ておりませんので、今後、お話を聞かせていただいた上で、どういう対応がとれるのかというのを判断していくような形になるかと思っております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 17 分

再開 午後 2 時 40 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
自民党に移します。

○横田委員

◎高島漁港区について

高島漁港区の関係からいきます。一回、整理させてもらいますが、今回も随分いろいろな方々が質問されていますけれども、今、事業者に対してどういう是正措置を、何を根拠にして、何件出しているのかお示してください。

○（産業港湾）管理課長

高島漁港区に関しまして、是正措置の内容についてですけれども、本年の 4 月 27 日付で、港湾室から事業者に対して通知文を発送しているところです。まず、港湾施設管理使用条例に基づきます運河護岸・物揚場護岸登録の取り消し、次に、係船環設置のための工作物等施工許可の取り消し、係船環設置に係ります施工期間の変更届出書の承認の取り消し、続きまして、浮棧橋を設置するための港湾施設占用許可の取り消し、それに対します港内行事等許可の取り消しという処分を、まず行っています。

それと、観光船事業に係ります建築物、これについては港湾法第 40 条第 1 項の規定に基づいて違反となることから、港湾法第 40 条の 2 の規定に基づいて、建物の用途の変更、または撤去を命ずるという是正措置を発令しているところでございます。

○横田委員

分区条例の措置は何もなかったですか。

○（産業港湾）管理課長

条例の手続についてなのですけれども、まず、管理使用条例等に基づきます許可の根拠なのですが、小樽市港湾施設管理使用条例第 7 条第 2 項に基づきまして一連の許可の取り消しを行うとともに、建物については先ほどもお話しいたしましたけれども、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例に、要は適合しない建築物でありますことから、港湾法第 40 条第 1 項では、小樽市の条例で定める禁止構築物を建設してはならないというふうに規定されておりますので、港湾法第 40 条の 2 で、今回、用途の変更または撤去を求めるということであります。

○横田委員

いろいろありますけれども、港湾法第 40 条の 2 というのは、これは是正命令みたいな形になるのですか。

○（産業港湾）管理課長

港湾法第 40 条の 2 第 1 項では、「その所有者又は占有者に対し、当該構築物の撤去、移転若しくは改築又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。」というふうになっておりますので、命令という形で捉えてよろしいかと思えます。

○横田委員

今回もいろいろな方が質問して、本会議での産業港湾部長の答弁でしたか、どうするのだという話で、粘り強く措置を求めていくという話でしたが、現在違法状態があって、今お話があったように、行政庁がいろいろ命令しているわけですね。それに対して何もできないというか、これは皆さんが繰り返し言っていますけれども、おかしいのではないかと思うのですよね。今そこにある危機といいますか、今そこにある違法状態を解消できないというのは、公の機関として少しおかしいのではないかと思います。

それで、消防本部にお尋ねいたしますが、消防法に違反する建築だとか、それに対して、ことしの 4 月から何か制度が変わったようではありますが、どんな制度をとられているのか説明してください。

○（消防）予防課長

ただいまの横田委員の質問に対しましてお答えいたします。

消防の公表制度につきましては、本年 4 月 1 日から小樽市火災予防条例に基づき運用しております。

まず、公表の対象となる対象物につきましては、防火対象物のうち、不特定多数の者が利用する施設ということで、ホテルや社会福祉施設等が該当することになっております。

また、公表の対象となる違反内容につきましては、建物に設置されていなければならない屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置となる違反でございます。

公表の事項につきましては、違反对象物の名称、所在地、違反内容となります。

公表の方法は、本市のホームページに掲載するということになっております。

また、公表までの流れにつきましては、消防職員が立入検査をいたしまして、その内容を関係者に通知した後、通知した日から 14 日を経過しても違反が継続している場合に公表することとなっております。

○横田委員

当委員会の二日目でしたか、うちの中村吉宏委員への答弁でも、産業港湾部がホームページで公表することも考えていますと言っておりましたが、今、消防本部で公表する、それでも是正されない場合はどういう措置をとるのですか。

○（消防）予防課長

是正されない場合につきましては、次は行政指導であります警告。警告でも履行されない場合については命令という流れになっております。

○横田委員

具体的にどんなことをするのか、警告にしても、命令にしても、建物に対して何か措置しますよね。

○（消防）予防課長

まずは、警告の段階では行政指導になりますので、口頭で指導して促しますが、その後、命令ということになりますと、公表の対象物ということで考えますと、まずは設置・維持命令を発出した後、場合によっては使用停止命令というような流れになってまいります。

○横田委員

建物に使用禁止だとか、どんなのかわからないですが、何かを掲示するということになるかと思うのですが、産業港湾部では、いや、もうこれ以上何もできないのだというお話をずっとされておりますが、できないのであれば、できるように制度あるいは条例を変えるだとか、そういうことも必要ではないかと思うのです。粘り強く説得しても、向こうが粘り強く拒否したら、ずっと同じ状態が続くわけですよね。

この辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

消防本部の手法を見習って、違反となるものをなるべく改善していく手法についてなのですが、私どもはこの間の答弁でも、ホームページを通じて実名公表だとか、社会に強くこういうふうな違法性を訴えていくということは有効ではないかというところを考えていますけれども、その辺の問題、実名公表につきましては、個人情報という観点もありますから、その辺については総務部ですとか顧問弁護士とも相談の上、対応を検討していきたいというふうに考えております。

○横田委員

管理課長は本当に皆さんからいろいろな質問があつて大変だと思いますが、やはり繰り返しになりますけれども、違法状態が続いている場合について、今ごろ、今ごろと言ったらおかしいね、顧問弁護士に相談するだとか、そういう話ではないと思うのですよね。しっかりと、まだまだ言いたいことはあるのですが、本当に本気で取り組んで

ほしいと思います。

ホームページを見ていたら、どこだかの消防の話でしたけれども、今まではぬるぬるとやっていたのだけれども、あるとき、本気で取り組むということいろいろな報告がございました。近く、こちらも告発だとか、それからいろいろなことも考えながら取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。

◎防災について

防災についてですが、これも皆さん方からいろいろ御質問がありましたけれども、私は防災訓練ということで少し絞ってみたいと思いますが、直近の防災訓練といいましょうか、参集訓練、非常招集訓練というのか、それをしたのはいつですか。

○（総務）災害対策室長

直近で行われた職員の参集訓練ということですが、平成 20 年 1 月 21 日に職員参集訓練を実施してございます。

○横田委員

さきの御答弁で、何人が応召したのかという質問には、各部で把握しているの把握できていないということでしたけれども、それでよろしいですか。

○（総務）災害対策室長

10 月 4 日の予算特別委員会で、公明党の千葉委員からも御質問いただきまして、そのとき、私どもで回答させていただいたのは、現時点では、各部では把握していると思っておりますけれども、災害対策室として各部に対して照会はしていないということです。

○横田委員

災害対策室がなかったときでもそうでしょうけれども、当然、何人が参集してきたのかというのは把握しないといけないのかと思いますね。

そのやり方、応召してきた人はみんな、各部屋へ行ってしまうのかもしれないけれども、警察はしょっちゅう非常招集訓練をやっています。

玄関で応召してきた人に名前を書かせる、所属を書かせる、それは当直員がいるからできるのですけれども、小樽市もやはり当直されている警備の方がおられるわけですから、そういう事態が発生したときには、入り口にまずテーブルを置いて、名前を書いてもらって、それから各部へ行ってもらおうということになるほうがよろしいのではないかと思いますし、それからもう少し言うと、この前、高橋龍委員でしたか、体制で、情報を担当する職員を配置しないのかということで、現場対応のほうが先だというお話だったのですが、情報が一番大切なのですよね。1 人、2 人現場に行かなくても、命にかかわる人は別ですが、救急だとか。絶対情報が大事です。ホワイトボードのお話も出ていましたけれども、警察でやったときは模造紙に全部書いていくのです。電話を受けた人がそれぞれ時系列で全部。ホワイトボードだと消えてしまうから、また次の紙、また次の紙。

やり方もいろいろとあると思いますので、まず、情報の共有を第一に考えたほうがよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室長

今、委員がおっしゃいましたとおり、情報の共有というのは非常に大事なことで私たちも思っておりますので、今後も本当にみんなが一元で情報を確認できるような、そんな方策も含めてさまざま取り組んでいきたいと思っています。

○横田委員

今、ICT が随分発達していますので、そういう方法もあるのかもしれませんが、アナログチックなもの

が一番みんなにわかるのですよ。ぜひ、アナログでやってください。

○山田委員

◎備蓄品について

それでは、私からは備蓄品に関連して、何点かお聞きいたします。

最初に、近年、さまざまな非常食セットがあります。パンやお米など、炭水化物ばかりか、最近、毎日同じもの、このような食べ合わせなども、こういう非常食には大切だということで聞いております。

まず、この非常食の定義について、わかる範囲でお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今、委員から非常食の定義というような形での御質問でございましたけれども、似た言葉に災害食であったり、非常食、保存食、備蓄食料、などがございます。そのうちの非常食ということでございますので、これにつきましては非常事態に備える食料で、長期保存がきき、加工しなくても食べられるものということで考えております。本市では具体的にアルファ化米であったり、クラッカーなどがこれに当たるということでございます。

○山田委員

それでは、この備蓄非常食、こういうものが近年では3日分持っていなければならないということでよく言われています。ただ、最近のこのような災害が多くなった年などは、3日分から1週間分への食料備蓄へと考え方が変わってきていると聞きます。

では、どのような理由でこの備蓄品の量が変わってきたのかお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

備蓄品の保存目標日数ということでございますけれども、本市などは、災害後の物流の回復に3日程度かかるということを想定し、各自3日分の食料を市民の皆様に備蓄するようお願いしているところでありますが、本市のほかにも、この3日間という考え方につきましては、このほかにも人の災害時の生存率というのが72時間、つまり3日間を境にして下がるということが言われており、この3日間については物流を回復させることよりも人命救助、そちらのほうに力を入れるという形になっているものですから、この期間、物流が回復する見込みが薄いということで、3日間というふうな形をお願いしているという事例もございます。

それに対して、1週間というのがこのごろ言われているのですけれども、これにつきましては、首都直下地震などのような大規模な災害の場合に、物流の回復が、先ほど3日分を目標とするとおっしゃっていましたが、さらに時間がかかるということが想定され、この期間を1週間程度というふうに想定した上で、1週間程度の備蓄を推奨しているという事例もございました。

○山田委員

今、農林水産省では、3日から1週間ということで、備蓄の量、一般市民の方はこういうふうな備蓄してくれということでお願いされていると私も聞いています。

それでは、今回、立憲・市民連合の高橋龍委員もおっしゃっていましたが、今回の大停電でアルファ化米3,950食、クラッカーを5,250食、一般の避難した方々に配布したと聞きます。約9,200食になりますが、これについての不足分の今後の備蓄、また、今後の整備、どのような整備をされるのか、その点について聞かせてください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

本市では、約2万4,000食を備蓄するということを目指しておりました。これに対しまして、今回の地震に伴う停電の避難所開設等に伴う配給で、目標とする備蓄数が不足しておりますので、アルファ化米やクラッカーなどについては、今後補給していきたいというふうな考えております。

○山田委員

ということは、同じようなアルファ化米、同じようなクラッカーを、同じように足りない分を整備するという
ことでよろしいですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

現在のところ、そのように考えております。

○山田委員

それでは少し視点を変えて、2万4,000食ということで先ほど聞きました。1日、1人3食、それで3日間、そ
ういう避難した方々に食料を供給すると何人分の方にこの非常食が当たるのですか。その点をお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

本市におけます今の2万4,000食なのですが、これにつきましては、予算の部分と言うとあれなのですけれども、
備蓄場所の関係ですとかがございまして、基本的にはお一人の方に3食分をと考えまして備蓄していると。

では、12万人なのかということなのですけれども、その対象とするのは、北海道で出されております地震の被
害想定というのがございまして、そちらで、小樽の場合は一番悪いときでどれぐらいの避難者が出るのだという
ところで、大体6,000人の避難者数ということが想定されていますので、その人数に対して若干の余裕率を考えま
して、それで掛ける3食分ということで2万4,000食ということで数字をはじき出して、それについて備蓄している
ということでございます。

○山田委員

ということは、前回、7カ所の避難所に避難された方を、一応対象とされたと思います。

それでは、その7カ所で2万4,000食、仮定の話ですが、分散してそういう方々に配給できたと考えますか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

今回の場合につきましては、やはり一部で停電が復旧しているような状況とかがございまして、想定の中で言う、
1人にきちんと3食当たったのかというような部分よりも、お求めになっていらっしゃる方がいる中での9,200
食というような形の事を考えておりますので、きちんと計画どおりに行き渡っているのかという部分よりも、現
状として、今回のブラックアウトの状況の中では、そういった9,200食というのが結果的に行き渡ったというこ
の捉えでおります。

○山田委員

今、おおよそそういう整備の仕方によいということでお聞きしましたが、例えばこの備蓄に関して、今、実際
に各消防署だとか、そういうところにあると思います。今、何カ所で備蓄していますか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

本市におけます備蓄箇所なのですけれども、基本的には避難所であります小・中学校ですが、高校も含めてなの
ですけれども、その避難所におきまして食料を備蓄しているというようなことでございますので、65カ所に備蓄の
場所はございますというところでございます。

○山田委員

それでは、その65カ所については、全市、平均的にあると考えてよろしいですね。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

一応、おおむね均等というような部分を目指しておりますが、やはりそれぞれの備蓄の保管場所の関係ですとか
というのがございますので、ぴったり均等にはなってございませぬけれども、おおむねそれを目指して配備を考え
てやっているところでございます。

○山田委員

それでは、非常食の内容についてお伺いします。

先ほども私から少しお話ししましたが、例えばパンや米などの炭水化物ばかり、毎日同じものばかり食べていると栄養の偏りやストレス、こういうのがあるというふうに私も聞いています。

それで、パンやお米に加えて豊富なおかずやおやつをこれからは備えるべきと聞きます。それぞれ、今、整備されている備蓄品はアルファ化米、クラッカーのほかにはないということによろしいですね。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

現在のところですけども、いわゆる保存の年限というのが、要は長いものといえますか、今、我々で備蓄している部分につきましては、5年間の、何といきましょうか、長ければ長いほど効率的といえますか、そういう部分もありまして、現在のところそういった部分の中でアルファ化米とクラッカーというようなものにしてございます。

ただ、委員の御指摘がございましたとおり、避難の期間が長くなったときに、そればかりなのかというお話もございます。

それで、やはり我々につきましても、そういう部分を懸念しているところでございまして、今回につきましても、協定を結ばせていただいている企業から、別途のソーセージなどを支給といたしますか、御援助いただいたということもございまして、もしそういうふうな長期間になる部分に備えて、企業からの御支援がいただけるように、現在のところは、この間いただいた錢函の企業もそうですし、それ以外につきましても、2社の企業からは、食料について臨時のときに配給をしていただけるような協定を締結しておりますので、期間が長くなってというような部分につきましては、そういった協定を活用した上で、避難されている方になるべくほかのものが行き渡るようなことを進めていけるようにという形で考えてございます。

○山田委員

今、そういう形で整備されるということは聞きましたけれども、実際に、これら避難される方については、アレルギーのある方や、それから高齢者の方がいて誤嚥したり、そういうことを心配する部分もあるのです。

それで、今、こういうふうに非常食を使ったときこそ私はチャンスだと思います。こういうチャンスにこそ、やはり災害弱者に対していろいろな形で対応できるようなことを私は要望したいのです。

ですから、これが悪いという意味ではないですよ。ただ、やはりせっかくこういうような機会ですから、それに対応したことはできないのかと思うのですが、その点について意見を聞かせてください。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

御指摘のとおりといえますか、これまでの取り組みでございますけれども、一応、アルファ化米につきましてはアレルギー対応といえますか、30品目か27品目、今、失念しましたけれども、そういったものが入っていないような形のアルファ化米を備蓄するように、昨年、おととしから進めてございます。

しかし、まだ5年間の期間の中で、もともとの配慮されていないアルファ化米もございまして、今後につきましては、今回の補給、更新につきましても、アレルギーに対応したアルファ化米をどんどん入れていこうということで、これからも取り組んでいきたいと思っています。

また、委員のおっしゃるのは、さらなる部分の中で、これ以外にどうなのだという部分につきましては、先ほども申したように保存期間ですとか、それと保存の場所、環境もありますので、そこら辺を、我々の、保存できる場所の現状を考えながら、どういったものの対応ができるのかというのは勉強させていただきたいというふうに思っております。

○山田委員

次に、家庭用の備蓄、また企業用の備蓄について、何点か聞きます。

農林水産省が推奨しているスマイルケア食、それと保存食の保存方法としてローリングストック法というのがあります。これの利点は何ですか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今、委員から御質問のありました、まず、スマイルケア食というものでございますけれども、これにつきましては農林水産省のホームページで調べましたところ、かむことや飲むことなどの食べる機能が弱くなった人や、栄養状態がよくない人などを対象とした新しい介護食の愛称とされており、高齢者・乳幼児用の食料であったり、慢性疾患患者用の食料であったり、食物アレルギー者用食料などがございます。

利点ということにつきましては、ここのスマイルケア食の説明の中でも申しましたとおり、このような災害弱者の方に対する食料であるというところでございます。

また、ローリングストック法につきましては、ふだんの食料品を少し多目に買い置きし、消費した分を補充する手軽な備蓄方法とされており、利点といたしましては、ふだんの生活の中で備蓄、使用を繰り返すことにより、賞味期限により破棄するなどの食材の無駄がなくなるというふうなことが書かれておりました。

○山田委員

そういうようなこともありますので、ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、今、自治体でも制定、もしくは決められたことで、それぞれこのような災害対策に対する条例、対象者、備蓄日数、備蓄例、もし調べているところがありましたら、どのような条例で、対象者は民間なのか企業なのか、そういうところも含めてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今回、災害に対する条例ということで調べましたのが、東京都、千葉県、宮城県仙台市の条例等について調べましたところ、東京都は東京都帰宅困難者対策条例、千葉県では千葉県防災基本条例、仙台市では仙台市防災・減災のまち推進条例が定められておりました。

この条例の対象者といたしましては、都民、県民、市民のほか、事業者について努力義務などが定められており、備蓄日数について具体的なところが書かれているところと書かれていないところがございましたが、具体的に書かれていたものといたしましては、東京都の条例に、事業者が努めなければならないということで、従業員の3日分の食糧等の備蓄を行うことに努めるということが書かれておりました。

具体的な備蓄品の例でございますけれども、食糧とか資材というような大枠でしか書かれておりませんでしたので、本市のような、アルファ化米とかクラッカーのような細かい分類については書かれておりませんでした。

○山田委員

今は企業だとか、そういう部分についてお聞きしましたが、それでは逆に、一般家庭や町会、こういうところで扱う備蓄品、今後、模範的な指導をもしするとしたら、どのような備蓄品の量だとか種別を考えるのか、本当にうちの町会でも炊き出しをやったのです。そうすると、50人程度ですけれども、炊き出しに来て食事をとったという例もあります。

それで、参考まででいいですから、一般家庭と、それからこういう町会組織、もしお考えがあるのでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

本市の計画の中に、町会や市民の方々に具体的に用意していただくということは記載していませんけれども、今回の議会議論の中でも乳幼児の対策であったり、高齢者の対策などのことも議会議論としてはありましたので、課題を整理した上で、また、他市の事例などを調べた上で、市民の皆様に対して3日分の備蓄という自助の考え方は変わらないのですけれども、どんな品目が求められるのか、どんな品目が他市では用意することが推奨されているのかというのを調べた上で周知してまいりたいというふうに考えております。

○山田委員

今、答弁の最後に、周知ということがありました。隣の石狩市でも、平成30年5月に石狩市地区防災ガイドが新

しくなっております。私も見ましたが、やはり地区で、あそこも長い地区ですから、いろいろ危険災害の場所だとか、備蓄だとか、気をつけるものだとかと書いてあります。

ぜひ、本市でも周知する際には、そういうものも含めて検討していただきますようお願いして、私の質問は終わります。もし何かあれば聞かせてください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今、具体的に石狩市の例など教えていただきましたので、それも含めまして、きちんと調べた上で市民の皆様に広く周知していきたいというふうに考えております。

○（総務）災害対策室長

答弁の訂正をお願いいたします。

先ほど、主幹から、備蓄食料を何カ所に置いているかということで、先ほど 65 カ所ということでお答えさせていただきました。その点について訂正をお願いいたします。

今、小樽市で指定避難所と緊急避難場所ということで、合計 65 カ所指定させていただいています。

そのうちで、防災用品、例えば毛布だとかブルーシート、ストーブだとか、そういったものを置かせていただいているのが 62 カ所。そして、なおかつ備蓄食料を置いているのは、そのうち 50 カ所ということで訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○千葉委員

◎小樽市津波避難計画について

それでは、私からは、小樽市津波避難計画に関連して、何点か伺ってまいりたいと思います。

初めに、そもそも本市の災害時の避難、地震ですとか、台風ですとか、がけ崩れ等があるかと思えますけれども、この避難場所などに移動する場合の手段というのはどのようになっているのかお示し願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

本市における、一般的と言うとあれですが、今、委員がおっしゃられた部分の避難方法なのですが、これにつきましては、原則的には徒歩で避難ということでお願いしているというような部分でございます。

○千葉委員

次に、本市の津波避難計画では、避難対象地域を津波浸水想定区域及びおおむね標高 5 メートルまでの地域として示しています。この避難の方法については、その地域はどのようになっているのかお示し願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

こちらにつきまして、記載の仕方としては、原則的には徒歩による避難ということで記載しておりますけれども、ただし書きがございまして、高齢者の方や障害者の方などで、相当な距離、500 メートル以上というようなことで考えてはいるのですが、相当な距離、長い距離を避難する場合ですとか、あと本当に自力で避難できない方につきましては、自動車による避難というところにつきまして認めるというようなことで記載をさせていただきます。

○千葉委員

避難の場合は、原則、徒歩ということで私も承知していますけれども、今、御説明いただいたように、その区域

では二つただし書きがありまして、一つには、高齢者や障害者などが相当程度長い距離を避難する場合、もう一つが、避難者が自力で避難できない場合は自動車退避を認めるというふうにしています。

この津波の避難対象地域で、実際に自動車避難できる人の数ですとか、世帯数、車の数にもなるのでしょうかけれども、実際にどれぐらい車で避難する方がいるということは把握されているのでしょうか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

今の御質問でございますけれども、今の区域の中で必要な方、人数ですとか、世帯数、どれぐらいいるのかというところは、現状のところでは把握してございません。

○千葉委員

今、市では把握されていないということなのですが、これは非常に重要なところで、津波避難対象地域の町会等では、自動車避難できる人がこの人だよ、この家だよということで把握をされているのかどうかについてはいかがですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

町会とは、いろいろと訓練の関係で打ち合わせなどをさせていただいていますけれども、やはり、町会におかれましても、そういったことを独自に把握しているよというところはお話をお伺いしていないものですから、町会につきましても、市と同様にきちんとした把握はなされていないというふうに思っております。

○千葉委員

これだけ高齢者がふえているということもありまして、本当に津波避難の場合というのは、自動車避難する人、このただし書きに該当しない人も、もしかしたら自動車避難する方が多くなることが予想できるというふうに思います。

もしそうなれば、今までさまざまな地域でこういう災害が起きたときにも、消火活動ですとか、救急車の移動等、非常に障害になるということで、原則は徒歩であるということも徹底をしなければならないというふうに思いますけれども、本市が示している自動車避難できる地域については、その対象者ですとか、その世帯については把握にやはり努めるべきだと、これは混乱が起きないように地域と情報も共有するべきだというふうに私は考えますけれども、この辺についてはいかがですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

原則、徒歩であるということがございますけれども、通常といいますか、津波につきましても、発生から避難するまでの時間にいとまがないと、要は例えば雨ですと事前に気象庁からの警報とかが出ますので、ある程度避難に時間をもって呼びかけることが可能だという判断があるのですけれども、津波につきましても、今言ったように突然襲ってくると。それで、市内については 20 分とかだというような場所もございますので、そういったことの観点で、緊急にということで、自動車の部分も積極的にということではなくて、どうしてもそういった短い時間の中で徒歩による避難が困難な場合につきましては、禁止はしないというような趣旨での設定でございます。

そういった部分の中で、今、お話がありましたとおり、原則は徒歩であるのだよということの周知につきましては、先ほど申したような町会の訓練ですとか、あと、我々で行っているまち育てふれあいトークなどの説明の中でも、さらにそこら辺の周知はしていきたいというようなことで考えてございます。

それで、把握の部分でございますけれども、今言ったように、原則的にそうではなくて、非常事態の津波の時間の部分の避難だけというようなことを考えてございますので、今、実際に自動車を使われる方についての細かい把握については今のところ考えてございませんけれども、今、市では避難行動要支援者という枠組みがございます。そういった枠組みの中では、我々は要支援者の方を把握しているという部分でございますので、そこら辺を今回の津波の避難対象地域で、何名がどこにいるのかというような整理は改めてするような形で進めます。それで、地元に対してですが、小樽市個人情報保護条例の観点もありまして、何でもということにはなりませんけれども、そう

いったことで、きちんと情報共有が可能であるような団体といますか、地元、自主防災組織などが念頭にあるのですが、そういったところ等につきましては、今後、その情報共有について進めていくというようなことを考えて進めていきたいというふうに思っています。

○千葉委員

今、いろいろ御説明願ったのですが、やはり少し曖昧な点ですとか、周知も、多分、いろいろ高齢者も年々動けなくなる方がふえたり、減ることもあるのでしょうか、状況が変わってきますので、しっかり対応していただきたいというふうに思っています。

やはり、東日本大震災のときには、想定以上に車の移動も多かったですし、それによって渋滞が起きて津波にのまれてしまったということもお伺いしますので、地域事情もいろいろと鑑みながら、しっかりとその把握、対応についてはしていただきたいというふうに思います。

◎市内の踏切遮断機について

次でありますけれども、関連して、今回は停電ということで踏切の遮断機が下がったままになりました。移動の際に渋滞が起きたとか、支障が出たというふうにお伺いしていますので、お伺いしたいと思います。

そこで、市内に踏切は相当数あると思いますけれども、そのうち市の避難路ですとか、避難経路上にある踏切の数についてお示し願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

市で避難路等を定めている部分につきましては津波避難計画の中だけなのでございますけれども、そちらに限って言いますと、市内につきましては朝里地区で 2 カ所の踏切が、それと銭函地区で 3 カ所の踏切が避難路上に設置されているということで認識してございます。

○千葉委員

今、お話があったとおり、津波浸水想定区域図を見ると、私も見ましたけれども、4 カ所程度あるのかというふうに思っています。この踏切の場所というのは、非常に沿岸部ということで海に近い場所というふうに思っています。

今回、停電で遮断機が下がったままとなりましたけれども、市民から、おりたその遮断機についてどうしたらよいか、問い合わせ等はなかったのか、この辺についてはいかがですか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

今回のブラックアウトでの踏切の状況でございますけれども、本市においては、どうしたらいいのだというような問い合わせはございませんでした。

○千葉委員

市にはなかったということでもありますけれども、実際に 9 月 6 日に発生したあの地震で、沿岸部の市民の方で、揺れが大きかったので津波を心配されて自動車避難された方がいました。

また、津波はないけれども、買い出しを急がなければということで、それで自動車移動した方がいまして、停電で遮断機がおりていて、踏切前では渋滞が起こっていたということです。

このことについては把握されていますか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

今言ったような形の中で渋滞があったというようなことは情報としてはございませんでしたので、把握はできておりませんでした。

○千葉委員

ないということですが、実際にこれからも起こり得るということで、今回は停電だけでありましたけれども、このような場合、避難者にはどう対応したらいいのか、本市ではどのように周知していこうというふうに考えている

のか、その辺についてお聞かせ願えますか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

まず、踏切が動かない場合のケースでございますが、基本的には個々の踏切の対応につきましては、災害時に限らずですけれども、動かない部分については J R 北海道に対応していただいたという部分がございます。それで、今回のような停電の中でこういった事象が起こってしまうというところは、改めて認識してきた部分でございます。

今回のブラックアウトにつきましては、そういう事象が起こった中で、J R 北海道で手動といいますか、手でポールを外して行って通れるようにしたというようなことで対応していただいています。

そういうような部分の中で、これから、まずは J R とこういう事象がある中で、こういったような今後の対応になっていくのかという協議をまずさせていただきたいと思えます。その協議の結果といいますか、状況によりまして、市民の方にも、こういった状況のときにはこうしてくださいというような、周知の、ある意味具体的な内容がきちんと我々としても整理できるものと思えますので、その協議を経て整理ができた段階で、市民の方には周知についても進めていきたいというふうに考えてございます。

○千葉委員

実際に鉄道会社には、やはり踏切は安全を優先して、停電時には原則遮断機が自動的におりるようになっていると、停電でおりているから大丈夫というのではなくて、電車ももしかしたら来る場合があるということで、遮断機が自動的に停電と同時におりるということになっています。

今、お話を伺ったように、J R としては、多分、電車も走っていないといった場合には、遮断機のポールを外して、車は通行できるようにするというお話だったのですけれども、結局、その間というのはタイムラグといいますか、車がどんどん避難しようとして渋滞している間に、外れていない遮断機もあるということですよ。そうすると、やはり避難している方たちには非常に混乱も生じるということで、この辺についてもしっかりと協議、今、協議するとおっしゃっていましたが、その協議は急いでいただいて、地域にもしっかりと周知していただくなり、検討を加えていただきたいというふうに思いますが、その辺についてはいかがですか。

○（総務）災害対策室長

ただいまの委員のお話ですけれども、今回、J R に確認したところ、あくまでも緊急避難行為ということで、列車が完全にとまって動かないということを J R で確認した中で、緊急避難行為という形であけたと。

ですから、では毎回こういった形で全部あけるかという、今、具体的にはお答えできないというお話でしたので、その辺も含めて、今後 J R にどういった形をとっていただけるのか J R と協議をしてまいりたいと思えます。

○千葉委員

市民の方も本当に突破していいのかどうかすごく悩んだと。踏切も壊れるかもしれないし、自分の車にも傷がつくといったところで、本当にその辺についてはしっかりと対策をとっていただきたいのと、本当にその避難経路を使わなければいけない人というのは、一定程度限定もしていかなければいけないのかと。

地域によっては、その渋滞を考えると、違う道を通ったほうがより安全に、スムーズに早く避難できるということも考えられますので、地域の声もしっかりと聞いていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

◎小児がんについて

次に、小児がんに関連して何点か伺いたいと思えます。

代表質問で小児がんの早期発見についての取り組みを伺いました。

そもそも本市では、保健所で実施している育児相談や乳幼児健康診査などにおいて健康状態の確認を行い、長く続く症状がある場合には、医療機関を受診するよう勧めているという答弁だったと思えます。

これは小児がんに限らずですけれども、受診を勧めた乳幼児の、その先といいますか、数は把握されているのか

どうか。また、実際に受診したのか、さらにその結果、診断はどうだったのかということまでの確認はされているのかどうかについてはいかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

ただいま委員から質問のありました、乳幼児健診において精密検査、医療機関の受診が必要になったという方について、どのようなフォローをしているかという質問だったと思うのですが、今、申しわけないのですが、何人という数を用意していないのですが、医療機関を受診したかどうかの確認は全数行っております。

全数確認した上で未受診の方がいらっしゃいますので、この方につきましては保健師から保護者の方に必ず受診するようにという受診勧奨をして、また、受診の確認をしているというような状況でございます。

○千葉委員

確認をされているということでお伺いしました。

それで次に、小児がんについてですけれども、これは非常に発症数が少ないということで、代表質問では、私どもの道内の他都市の公明党議員がかかわった網膜芽細胞腫で1歳半で片眼を摘出しなければならなかったという例もお話しさせていただいたのですが、この網膜芽細胞腫というのは、保護者自体も気づける、そのような発見しやすいがんだった。それにもかかわらず、幾つもの病院に行っても、結局、診断まで時間がかかってしまって最悪の状況になってしまったということがあります。

この小児がんは、やはり発症から診断まで時間を要することが非常に課題として指摘されておりますけれども、東京都が作成しました小児がん診断ハンドブックというのがありまして、これを各道府県に周知する事務連絡が昨年6月に厚生労働省から発出されています。

このハンドブックを少し私も見させていただいたのですが、本当に小児科だけではなくて、日本医師会を通して一般の病院にもぜひ周知してもらいたいということで事務連絡が流れているそうでありまして、北海道として道内の自治体への対応、これはどのようにしているのか、把握されていればお聞かせ願いたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

ただいま御質問がありました小児がん診断ハンドブックについての対応なのですが、実は道から通知があったかどうか確認したのですが、道から市への情報提供はございませんでした。

また、道への確認なのですが、道の担当者へ通知の取り扱いを確認したのですが、きょう担当者がいないということで、回答は得られなかったのですが、今後、東京都の作成したハンドブックの周知を市の医療機関にも行っていきたいというふうに考えております。

○千葉委員

これは非常に専門的な部分で、医療機関向けに作成されたということもあって、本当に各地域の小児科の医師などは非常に参考になるということをお話ししていたということを伺っています。ぜひ、これを市でも検討していただいて、市の医療機関等に配布をお願いしたいというふうに思います。

次の質問でありますけれども、この小児がん特有の晩期合併症について御説明をしていただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

小児がんにおける晩期合併症の成長への影響について少し御説明いたします。

成長過程にあります子供ががんの治療を受けることは、大人とは違い、その成長にさまざまな影響を受けるとともに、晩期合併症の多くはがんの種類、治療内容、その治療を受けた時期にもよりますが、ほとんどの合併症は年齢に伴って発症しやすくなり、治療が終了した後にも長い経過をたどり発症することがあるという影響がございます。

○千葉委員

今、お話ししていただいたのですが、大人のがんと少し違うのは、やはり成長の過程で腫瘍ができたりと

か、血液のがんになったりとか、また、そういう過程の中で抗がん剤を投与したり、さまざまな影響で本当にいろいろな障害等が出るというふうに伺っています。

これは本当に長期間にわたってさまざまな検診などが必要になるのかというふうに思っていますけれども、今、その小児がんのケアというのは、対策自体もがん対策基本法が施行されてから少しずつは充実していますけれども、各市町村レベルでの推進というのはまだまだこれからかなというふうに私も思っています、小樽市としても、その関係機関でつなげていく体制づくりが非常に重要だというふうに思っています。

この辺について、小樽市としてどのように考えているのかお聞かせ願えればと思います。

○（保健所）健康増進課長

ただいま相談支援体制についての御質問があったと思うのですが、委員のおっしゃるとおり、小児がんにつきましても、治療が終了した後も長い経過をたどり発症することがあるということで、大人とは違う長期間のフォロー体制が必要となりますし、子供により支援の内容も非常に個別性が高いことから、保護者、医療機関から晩期合併症に関する相談の情報を得た際には、医療機関はもとより関係する機関、あとは市内の部署と連携をとりながら、一人一人の子供と向き合う形で適切な対応を行っていきたいというふうに考えております。

○千葉委員

今後のことになるかもしれませんが、今、お話があったとおり、市内のさまざまな部署が関連してくると思います。長期にわたるということで、教育の面であったり、また、経済的なことで福祉部であったり、本当にいろいろな横の連携が非常に重要で、実際にそのような子供を持った保護者からは、どこに相談に行ったらいいのか、入院治療中は入院なさっている病院でさまざまな相談ができるとは思いますけれども、例えば治療が終わって住んでいる地域に帰った後で、さまざまな問題にぶつかったときにどうすればいいのかと非常に悩んでいる方もいらっしゃると思いますし、また、学校もおくれて入学する場合も考えられるということからも、さまざまな機関が関連してくるというふうに思います。

小樽市では、そのような子供ですとか、保護者の方に不安がないような形で、ぜひ相談体制を整えていただきたいというふうに思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

保護者の方は本当にさまざまな不安を抱えて子供を見ていくというところで、保健所では、重い病気で医療機関から地域に戻ってくるといった際には、主治医から養育支援の依頼書というのが来まして、それに基づいて支援に入っているというようなことがございます。

今多いのは、発達に障害のあるような方とか、心臓病の方だとか、染色体の異常があるという方について保健師が支援をしているのですが、委員がおっしゃったとおり、今、これからがんの治療の成績も上がってきてまして、家で過ごされる、そういう小児の方というのはふえてくると思いますので、そういったことも含めて、小児がんの養育支援というのも、医療機関と連携しながらやっていきたいというふうに思っております。

○千葉委員

この件に関しては、また今後伺ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 42 分

再開 午後 3 時 58 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、議案第 22 号については否決、議案第 1 号ないし議案第 5 号並びに報告第 1 号ないし報告第 3 号に可決、承認の立場で討論を行います。

議案第 22 号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案です。

本議案は放課後児童支援員の資格要件の一部を緩和するもので、5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものという規定をリンク方式により適用するものなどです。

国は省令基準で、放課後児童支援員の資格と員数について従うべき基準を示し、学童保育には放課後児童支援員を置かなければならないこと、支援員の数は支援の単位ごとに 2 人以上置くことと義務づけていました。資格を取得するには、保育士、社会福祉士、教諭有資格者などでした。しかし、国は、職員の資格基準を従うべき基準から参酌基準へ緩和し、教諭となる資格者から免許状を有する者に、また、高等学校卒業者を中学校卒業者まで要件範囲を緩和しました。

児童の安全管理や支援の質の確保のための基準を後退させることは問題です。また、専門性や専門職にふさわしい処遇を保証しないまま規制緩和する本議案には賛成できません。

議案第 1 号平成 30 年度小樽市一般会計補正予算です。（仮称）消防署手宮支署建設事業費です。

手宮出張所と高島支所を統合して新庁舎を建設するものですが、おたる水族館の渋滞時、出勤に支障がないような対応や、総合博物館の駐車場面積が減ることで駐車台数やイベントでの使用への問題がないように求めます。

高島小学校のプール暖房設備改修事業費です。

必要な改修です。しかし、これまでも改修工事等が行われ、その期間は休館せざるを得ませんでした。利用者は、かつて代替の民間プールを確保し、利用料金を高島小学校と同じでと要望しましたが、学校施設であり、一般グループ利用の比較的少ない時期に工事をすることにした。要望は市民の中には民間プールを利用している人もあり難しいとの回答でした。改めて何らかの配慮が必要です。

また、経年劣化が進み、今後も休館を伴う工事の可能性は否定できません。改めて早期の新小樽市室内水泳プール建設を求めます。

除雪費です。

昨年度に比べ、計画排雪量を拡大することなど、経費を増額することは期待します。しかし、除雪第 1 種路線の出勤基準見直しで、2014 年度以前の降雪量、または見込み量を 10 センチメートルから 15 センチメートルに戻すことについては注視する必要があります。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 22 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも高橋龍副委員長を初め委員各位と、市長を初め説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。